

「議事（１）水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく県の上乗せ条例の見直し」に係る事前意見と対応

No.	資料番号、ページ	意見等	事務局回答	委員名	担当課室
1	資料 2 - 2 P 4 資料 2 - 1 P 1	一般排水基準をクリアしていなかった対象事業場の対策は既に実施されているのか。対策実施後の排水中の濃度はどの程度か。	対策は実施済みです。 当該事業場については、R3 年度に暫定排水基準超過を覚知後に速やかに改善指導を行い、改善指導実施後の同年の排水調査結果は 2.6mg/L でした。 また、R4 年の排水調査結果は 0.62mg/L であり、一般排水基準に適合しております。	飯島委員	水・大気環境課